

適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収に伴う 上場手数料等に関する規則等の一部改正について

平成16年3月31日
株式会社名古屋証券取引所

改正趣旨

適時開示情報伝達システム（以下、TDnetという。）の構築・運営に係る費用のうち実費相当分を利用料として上場会社に負担していただくため、「上場手数料等に関する規則」の一部改正などを行うものとする。

改正概要	（備 考）
1. TDnet利用料の徴収	
当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び東京証券取引所以外の証券取引所に上場している株券の発行者は、TDnet利用料として、年額9万6千円を納入するものとする。	・上場手数料等に関する規則第3条第3項、同条第4項
2. その他	
いわゆるテクニカル上場に係る上場手数料について全額免除することができることとするなど、その他所要の改正を行う。	・上場手数料等に関する規則第2条第2項第3号等

施行日

平成16年4月1日から施行する。

以 上